



# はじめに

## 観光地における「逃げるバリアフリー」のススメ

近年、公共の施設や交通機関をはじめ、一般住宅でも障がい者や高齢者への配慮が進んでいます。段差の解消や手すりの設置、車いすのままでも乳児連れでも利用できる多目的トイレの整備など、誰もが安心して利用できることを目的とした「入口のバリアフリー」化は、さまざまな人が集まる施設ではもはや当たり前のこととなっています。

また、「東日本大震災」や「熊本地震」といった巨大地震が発生し、2016年の夏には北海道に複数の台風が上陸し数多くの方が被災しました。こうした災害が起きた場合、障がい者など移動に制約のある方々は健常者と同じように避難できない上、土地に不慣れな観光客であれば、避難がより難しくなることが予想されます。そこでだれもが安全に避難するための「逃げるバリアフリー（※）」（逃げバリ）への対応が必要になっています。

※第8回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を受けたNPO法人バリアフリーネットワーク会議代表、親川修氏が提唱

日本を代表する観光地として国内外からたくさんの方が訪れる北海道ですが、バリアフリー観光の分野でも日本を代表する取り組みがなされているでしょうか？豊かな自然を魅力とする北海道は、裏を返せば自然の脅威と隣り合わせにあるのです。障がい者も高齢者も健常者と同じように安心して北海道旅行を楽しんでいただくためには、「入口のバリアフリー」だけではなく、「逃げるバリアフリー」への対応が必要となっているのです。一度災害が起こってしまえば、観光客の安否はみなさま観光業者にゆだねられてしまいます。

安心、安全を確保することは、見た目ではわかりにくいかもしれませんが、最高のサービスのひとつです。もしもの時に備えること、逃げるバリアフリー化を進めることは、北海道観光の魅力を高めることにもつながります。ぜひ多くの方々に取り組んでいただければ幸いです。

**北海道防災対策基本条例**

北海道防災対策基本条例は、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とし平成21年4月1日に施行されました。その後、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどを踏まえ、減災の考え方を追加し、防災教育や防災対策の充実強化等の基本的な事項を定めるため平成26年4月に一部改正されました。

第1章 総則  
(事業者の責務)  
第5条 事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。  
2 事業者は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。  
3 事業者は、自主防災組織等が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。  
4 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。  
5 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再開できるよう、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

# 本マニュアルの概要

はじめに ..... p.01

「逃げるバリアフリー」のススメ  
北海道防災対策基本条例(事業者の責務)

本マニュアルの概要 ..... p.02

I 災害弱者に関する基礎知識 ..... p.03

I-1 災害時要援護者とは ..... p.03

II 障がいの種別と対応 ..... p.04

II-1 障害の種別(概要) ..... p.04

II-2 四肢・体幹障がい ..... p.05

II-3 内部機能障がい ..... p.07

II-4 視覚障がい ..... p.08

II-5 聴覚障がい ..... p.11

II-6 その他の障がい ..... p.13

III 妊娠している方、乳幼児連れの方への対応 ..... p.15

IV 外国人観光客への対応 ..... p.15

V 事前の準備 ..... p.17

VI 災害発生時の対応 ..... p.19

VII 資料 ..... p.21

災害時要援護者に関連するマーク  
標準のピクトグラム